

お客様への重要なお知らせ

普通預金規定等への暴力団排除条項の導入について

茨城県信用組合（理事長 幡谷 祐一）は、平成 19 年 6 月に公表された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）を踏まえ、平成 22 年 10 月 1 日以降、普通預金規定、当座勘定規定、貸金庫規定等その他預金規定に暴力団等の反社会的勢力を排除する旨の条項（暴力団排除条項）を導入することといたしました。

- 規定改定後は、普通預金の口座開設時などの各種取引のお申込みの際に、お客様が反社会的勢力に該当しないことを表明し、確約していただきます。表明・確約をいただけない場合は、お取引をお断りさせていただきます。
- お取引開始後に、お申込み時の申告が虚偽であり、反社会的勢力に該当することが判明した場合には、お取引を停止または解約させていただきます。
- また、すでにお取引いただいている場合でも、反社会的勢力と判明した場合は、お取引の停止や解約の対象となります。

当組合では、今後も反社会的勢力との取引を防止し、関係を遮断する取組みを積極的にすすめてまいりますので、お客様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

「暴力団排除条項」の内容
(例) 普通預金規定、当座勘定規定、貸金庫規定等

【暴力団排除条項要旨】

お客さまが、次の各号の一にでも該当し、当組合が取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、またはこの預金口座を解約することができることとします。

1. お客さまが取引の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
2. お客さまが、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他これらに準ずる者
3. お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - E. その他これらに準ずる行為